

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定の一部改正

県民生活交通課

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
（以上県例規集登載）

保健福祉課

- 包括外部監査契約の締結

行政改革推進室

- 特定施設の設置許可申請

環境管理課

- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退

長寿社会課

- 岡山県立森林公園の開園日

林政課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

”

### 【公告】

- 公共測量の実施

” 監理課

- 基本測量の終了

”

- 政治団体の代表者等の異動の訂正

選挙管理委員会

### 【選挙管理委員会】

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百十一号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一中「平成二十三年度分」の下に「から平成二十七年分まで」を加え、二から四までを削り、五を二とし、六中「平成二十四年度分」の下に「から平成二十七年分まで」を加え、六を三とし、七及び八を削る。

◎岡山県告示第二百二十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年分の補助金から適用する。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県地域がん診療拠点病院機能強化事業費補助金の項中「岡山県地域がん診療拠点病院機能強化事業費補助金」を「岡山県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金」に改め、「医療機関」の下に「の開設者」を加え、「国立病院」を「独

立行政法人及び国立大学法人」に、

- 1 連絡協議会の設置・運営事業
- 2 院内がん登録事業
- 3 研究会等事業
- 4 普及啓発・情報提供事業

を

がん診療連携拠点病院機能強化事業

に改め、同部岡山県女性医師等就労環境改善事業補助金の項

中「短時間勤務制度等導入事業」を「女性医師等就労環境改善事業」に、「四分の三」を「二分の一」に改め、同部岡山県地域母子保健事業費補助金の項、岡山県妊婦健康診査臨時特例事業費補助金の項及び岡山県育児支援強化事業費補助金の項を削り、同部岡山県小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金の項を次のように改める。

岡山県小児慢性特定疾病児	小児慢性特定疾病児童等の	市町村（指定	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	補助基本額の四分の三以内。ただし、
童等日常生活	日常生活の便	都市及	具給付事業	市及び福祉事務所

用具給付事業 費補助金	宜	び中核 市を除 く。	を設置している町 村にあつては、補 助基本額の二分の 一以内
----------------	---	------------------	---

表保健福祉部の部岡山県少子化対策強化交付金の項中「二千五百万円」を「二千五百万円」に、「八百万円」を「二千万円」に改め、同部岡山県ひとり親家庭生活支援事業費補助金の項中「岡山県ひとり親家庭生活支援事業費補助金」を「岡山県母子家庭等日常生活支援事業費補助金」に改め、同部岡山県身体障害者更生援護事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県知的障 害者更生援護 事業費補助金	知的障害者の 福祉の増進	知的障 害者団 体	知的障害者更生援 護事業	補助基本額の二分 の一以内。ただし、 一団体当たり二十 万円を限度とす る。
----------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--

表保健福祉部の部岡山県難聴児補聴器交付事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県重症心 身障害児者レ スパイトサー ビス拡大促進 事業補助金	レスパイトサ ービスの整備 及び充実	市町村 (指定 都市を 除く。)	重症心身障害児者 レスパイトサービ ス拡大促進事業	補助基準額を利用 日数を乗じて得た 額の二分の一
岡山県重症心 身障害児者レ スパイトサー ビス施設開設	レスパイトサ ービスの整備 及び充実	短期入 所事業 所の設 置者	重症心身障害児者 の新たな受入れ等 に必要な設備の整 備又は備品の購入	補助基本額の二分 の一

岡山県発達障害者支援体制整備事業費補助金	等支援事業補助金
の促進	発達障害児(者)への支援体制の整備
市町村	発達障害者支援センターの設置 連絡調整会議の設置 個別の支援計画の作成 関係者の研修等の実施
1 発達障害者支援センターの設置 2 連絡調整会議の設置 3 個別の支援計画の作成 4 関係者の研修等の実施	補助基本額の二分の一

◎岡山県告示第二百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十七年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 青木 靖英

住所 岡山県岡山市北区栢谷一〇〇五番地一

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

◎岡山県告示第二百十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ユーサン精密株式会社

住 所 岡山県吉備中央町下加茂1825

氏 名 代表取締役 丹下 信二郎

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ユーサン精密株式会社 第一工場

所在地 岡山県吉備中央町下加茂1825

# 平成27年4月10日 岡山県公報 第11676号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変 更 前		変 更 後		新 設					
種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設L-22-1		同左		65 酸又はアルカリによる表面処理施設L-21					
能	力	1.6 t/h		同左		120串/h					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		許可後直ちに					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		工事着手後直ちに		工事着手後20日					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左					
使用時においてか汚染及びに通常の汚水等最大の汚水量の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大				
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	31.0	32.0	31.0	32.0	7.0	8.0				
	p H	9	10	同左		同左					
	B O D (mg/ℓ)	10	30								
	C O D (mg/ℓ)	20	60								
	S S (mg/ℓ)	80	150								
	油 分 (mg/ℓ)	10	30	同左		同左					
	T - N (mg/ℓ)	30	40					10	25	23	45
	T - P (mg/ℓ)	30	50					同左		同左	
	Z n (mg/ℓ)	4	12	-	-	4	12				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	3	5	-	-	3	5					

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。



# 平成27年4月10日 岡山県公報 第11676号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		工程排水処理施設A				同左			
種 類		中川化学社製							
構 造		鋼板製（一部コンクリート製）							
主 要 寸 法		26.5×5.5×5.3H							
能 力		8 m <sup>3</sup> /h							
処 理 の 方 法		中和，凝集沈殿，ろ過吸着							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工事着手後20日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	183.5	184.5	同左		187.0	188.5	187.0	188.5
	p H	9	10	6～8	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/ℓ)	10	30	5	10				
	C O D (mg/ℓ)	20	60	10	30				
	S S (mg/ℓ)	80	150	20	40				
	油 分 (mg/ℓ)	10	30	2	3				
	T - N (mg/ℓ)	20	40	同左					
	T - P (mg/ℓ)	20	40	1	2	同左			
Z n (mg/ℓ)	10	30	2	2					
アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	3	5	3	5					

平成27年4月10日 岡山県公報 第11676号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		工程排水処理施設C				同左			
種 類		中川化学社製							
構 造		鋼板製（一部コンクリート製）							
主 要 寸 法		15.9×5.0×3.95H							
能 力		4 m <sup>3</sup> /h							
処 理 の 方 法		中和，凝集沈殿，ろ過吸着							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工事着手後20日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	81.3	94.5	同左		84.8	98.5	84.8	98.5
	p H	9	10	6~8	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/ℓ)	10	30	5	10				
	C O D (mg/ℓ)	20	60	10	30				
	S S (mg/ℓ)	80	150	20	40				
	油 分 (mg/ℓ)	10	30	2	3				
	T - N (mg/ℓ)	20	40	同左					
	T - P (mg/ℓ)	20	40	1	2	同左			
	Z n (mg/ℓ)	10	30	2	2				
アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	3	5	3	5					

# 平成27年4月10日 岡山県公報 第11676号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 2排水口				No. 3排水口		雨水排水口No. 4, 5	
	変更前		変更後		新設		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	264.8	279.0	271.8	287.0	21.0	23.0	0	0
pH	6~8	5.8~8.6	同左		6~8	5.8~8.6	-	-
BOD (mg/ℓ)	5	10			5	10	-	-
COD (mg/ℓ)	10	30			10	30	-	-
SS (mg/ℓ)	20	40			10	20	-	-
油分 (mg/ℓ)	2	3			2	3	-	-
T-N (mg/ℓ)	20	40	23	45	1	1	-	-
T-P (mg/ℓ)	1	2	同左		1	1	-	-
Zn (mg/ℓ)	2	2			-	-	-	-
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	3	5			-	-	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年4月10日から同年5月1日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び吉備中央町役場

◎岡山県告示第二百五号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

医療法人八紘会上田記念病院

2 開設場所

岡山県浅口市鴨方町鴨方一〇八一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人八紘会

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町鴨方一〇八一―一

三 辞退年月日

平成二十七年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一二七一〇〇二七

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第二百十六号

岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）第三条第一項の規定により、岡山県立森林公園の平成二十七年の開園日を同年四月十六日とする。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成27年4月10日 岡山県公報 第11676号

◎岡山県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 高山芳井線

三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市芳井町片塚字名郷谷一八七二番四 地先から 井原市芳井町片塚字古屋谷日向二一八五 番一地先まで	新	一〇・五 一五・〇	二四八・五
井原市芳井町片塚字名郷谷一八七二番四 地先から 井原市芳井町片塚字古屋谷日向二一八五 番一地先まで	旧	六・〇 一五・五	二四八・五

平成27年4月10日 岡山県公報 第11676号

◎岡山県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	高山芳井線	井原市芳井町片塚字名郷谷一八七二番四地先から 井原市芳井町片塚字古屋谷日向二一八五番一 地先まで	平成二十七年 四月十日

〔二四五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市有漢町上有漢地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	平成二十七年四月十三日から同年七月三十一日まで



〔二四六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県内全域	測量区域
基本測量（「国土広域情報」修正測量）	測量の種類
平成二十七年三月三十一日	終了年月日

◎岡山県選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、岡山県放射線技師連盟から訂正の申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（平成二十六年岡山県選管告示第六十七号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年四月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） 中岡山県放射線技師連盟のうち「岡山市北区平野二三六九―」を「岡山市北区平野二三九―」に改める。